

長野県告示第107号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成24年2月9日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人国際保健支援会	つかまの里訪問介護ステーション	松本市筑摩三丁目15番31号	平成24年2月1日

(2) 訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターおかや訪問看護ステーション	岡谷市長地権現町一丁目7番26号	平成24年2月1日

(3) 居宅療養管理指導

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターおかや訪問看護ステーション	岡谷市長地権現町一丁目7番26号	平成24年2月1日

(4) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人ひなたぼっこ	宅幼老所ひなたぼっこ	諏訪郡富士見町富士見11650番地1	平成24年2月1日
長野医療生活協同組合	つるがりハビリセンター	長野市東鶴賀町1906番地	平成24年2月1日

(5) 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人一陽会	短期入所生活介護陽だまりの丘	飯田市北方3369番地1	平成24年2月1日

(6) 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人ひなたぼっこ	福祉用具レンタル・販売ひなたぼっこ	諏訪郡富士見町富士見11650番地1	平成24年2月1日

(7) 特定福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人ひなたぼっこ	福祉用具レンタル・販売ひなたぼっこ	諏訪郡富士見町富士見11650番地1	平成24年2月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
一般社団法人あまやどり	居宅介護支援事業所あまやどり	岡谷市長地鎮目二丁目16番1号	平成24年2月1日
社会福祉法人ひなたぼっこ	居宅介護支援センターひなたぼっこ	諏訪郡富士見町富士見11650番地1	平成24年2月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人国際保健支援会	つかまの里訪問介護ステーション	松本市筑摩三丁目15番31号	平成24年2月1日

(2) 介護予防訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターおかや訪問看護ステーション	岡谷市長地権現町一丁目7番26号	平成24年2月1日

(3) 介護予防居宅療養管理指導

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日

株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンターおかや訪問看護 岡谷市長地権現町一丁目7番26号 平成24年2月1日
 ステーション

(4) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人ひなたぼっこ	宅幼小所ひなたぼっこ	諏訪郡富士見町富士見11650番地1	平成24年2月1日
長野医療生活協同組合	つるがりハビリセンター	長野市東鶴賀町1906番地	平成24年2月1日
有限会社ワイエムケイ	猿久保デイサービスセンター	佐久市猿久保470番地8	平成24年2月1日

(5) 介護予防福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人ひなたぼっこ	福祉用具レンタル・販売ひなたぼっこ	諏訪郡富士見町富士見11650番地1	平成24年2月1日

(6) 特定介護予防福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人ひなたぼっこ	福祉用具レンタル・販売ひなたぼっこ	諏訪郡富士見町富士見11650番地1	平成24年2月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第108号

介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。
 平成24年2月9日

長野県知事 阿部 守一

指定介護老人福祉施設

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定した年月日
社会福祉法人一陽会	特別養護老人ホーム陽だまりの丘	飯田市北方3369番地1	平成24年2月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第109号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。
 平成24年2月9日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診断にあたる障害別	診療を行う医療機関の 所在地及び名称
金田 和彦	肢体不自由	飯田市高羽町2-2-1 金田医院
貝塚 真知子	ぼうこう又は直腸 小腸	茅野市玉川4300 諏訪中央病院
浦野 光永	聴覚 平衡 音声・言語 そしゃく	飯田市大久保町2553-1 浦野耳鼻咽喉科医院
市野 みどり	腎臓 ぼうこう又は直腸	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
柳澤 文彦	心臓 腎臓 ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	上田市中央西1-2-10 医療法人健救会 柳澤病院

村上 穰	音声・言語 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 免疫 肝臓	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
山崎 誓一	呼吸器	千曲市上徳間346 やまざき医院
新井 秀希	肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
日根野 晃代	平衡 音声・言語 そしゃく 肢体不自由 呼吸器 ぼうこう又は直腸	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
中村 勝哉	視覚 聴覚 そしゃく 肢体不自由 ぼうこう又は直腸	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
柴田 知義	肢体不自由	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院
小林 則善	腎臓	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院

障害者支援課

長野県告示第110号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成24年2月9日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
浦野 英夫	飯田市大久保町2553-1 浦野耳鼻咽喉科医院	平成23年11月18日
柳澤 文憲	上田市中央西1-2-10 医療法人健救会 柳澤病院	平成23年12月21日
柳澤 君子	上田市中央西1-2-10 医療法人健救会 柳澤病院	平成23年12月21日

障害者支援課

長野県告示第111号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月9日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯田市(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第112号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第113号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

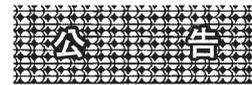
平成24年2月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡泰阜村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県庁等警備業務
 - (2) 役務の特質
長野県庁舎の常駐警備及び機械警備並びに長野県妻科庁舎の機械警備
 - (3) 履行期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2ほか
長野県庁舎及びその構内
長野市大字南長野字宮東419
長野県妻科庁舎
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書の提出を同公安委員会に行った者で、長野県内に営業所を有する者であること。
 - (6) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書の提出を行った者であること。
 - (7) 過去に延床面積3,000平方メートル以上の建物において、同